

平成 14 年 12 月 13 日

横浜市 長 中 田 宏 様

横浜市市立病院あり方検討委員会

座 長 開 原 成 允

### 横浜市市立病院のあり方について（中間答申）

平成 14 年 8 月 27 日衛病第 90 号により諮問のありました標記については、本委員会において検討を進めてまいりましたが、このたび、港湾病院のあり方を中心に中間取りまとめを行いましたので、別添のとおりにお答申します。

なお、市民病院、脳血管医療センターを含む市立病院全体のあり方については、別途、平成 15 年 3 月に答申します。

横浜市市立病院のあり方について

中 間 答 申

～ 港湾病院のあり方を中心に ～

平成 14 年 12 月

横浜市市立病院あり方検討委員会

# 目 次

## 第1部 中間答申

( 1 ) 中間答申 .....	1
( 2 ) 答申の根拠 .....	2
. 前提 .....	2
. 市立病院を取り巻く市内の医療環境の変化 .....	2
. 市が市民への医療提供に関して果たすべき役割 .....	3
. 市立病院に対する考え方 .....	3
. 医療機能からみた港湾病院 .....	4
. 経営面からみた港湾病院 .....	4
. 市民参加の運営評価 .....	5
. 経営形態に関する考察 .....	5
( 3 ) 資料 .....	7
( 図表 - 1 ) 市立病院等の整備概要 .....	7
( 図表 - 2 ) 市内一般病床数に占める市立病院等の一般病床数 .....	8
( 図表 - 3 ) 港湾病院の再整備概要 .....	10
( 図表 - 4 ) 港湾病院と地域中核病院の診療圏の状況 .....	11
( 図表 - 5 ) 救急搬送患者の市立病院等の受入状況 .....	16
( 図表 - 6 ) 新港湾病院の半径5 k m圏内に所在する主な病院の概要 .....	18
( 図表 - 7 ) 市立病院等の経営状況 .....	19
( 図表 - 8 ) 選択可能な経営形態 .....	20
( 図表 - 9 ) 地方公営企業法全部適用・一部適用病院の経営状況比較 .....	21

## 第2部 参考資料

## 横浜市市立病院のあり方について（中間答申）

### ～ 港湾病院のあり方を中心に ～

本委員会は、平成 14 年 8 月 27 日衛病第 90 号「横浜市市立病院のあり方について（諮問）」により市長の諮問を受けて、同日設置された。

この中間答申は、3 つの市立病院の中で、港湾病院のあり方に関して、これまで 6 回開催した委員会において検討した結果を記したものであり、市立病院全体の検討結果については平成 15 年 3 月に別途答申する。

### （ 1 ） 中 間 答 申

- 1．港湾病院については、再整備後、現在の市立病院の経営状況を基礎として行った試算によれば、運営に係る一般会計からの繰入金及び経常損失は多額となることが想定される。新港湾病院において計画されている医療機能を考慮しても、このまま多額の税金を毎年投入しなければならない根拠を見出すことはできない。
- 2．新港湾病院が選択可能な経営形態としては、現在の「地方公営企業法の一部適用」のほか、地方公営企業法の全部適用、公設民営（民間委託）委譲による民営化が考えられる。
- 3．横浜市は、民間の経営主体による病院を「地域中核病院」として誘致するという先駆的な試みを行い成功させてきた。その経験を踏まえて、新港湾病院の経営形態としては、地域中核病院をモデルとするのが適当と考えられる。
- 4．従って、新病院の建物の完成を機に、「委譲による民営化」を第一に検討するべきであり、その実現が困難な場合には、市立病院としつつもその管理・運営は民間に委託する「公設民営（民間委託）」を検討するべきである。さらに、それについても実現不可能な場合、「地方公営企業法の全部適用」への変更を検討するべきである。

## (2) 答申の論拠

### ・前提

1. この答申は、新港湾病院の今後の経営形態について、現在入手できる資料に基づいて、市民の立場から最も良いと思われる形態を理論的な観点から検討したものである。一般に、理論的にすぐれた方法であっても、それを実施する時には多くの困難を伴うものである。この答申においても、それを実施する時に同様のことが予測されるが、その困難を現時点ですべて予想し対策を検討することは、本委員会の能力を超えている。従って、この答申の実施にあたっては、市の行政努力を期待する。
2. 港湾病院は、市立病院の1つであるから、本来は市立病院のあり方を先に検討すべきであることは委員会として十分認識している。この問題に対する委員会の基本的な考え方は、「市が市民への医療提供に関して果たすべき役割」及び「市立病院に対する考え方」の項にも記したとおりであり、港湾病院については、これらを踏まえてこの答申の中で論じた。しかし、市民病院や脳血管医療センターについてはそれぞれ個別の事情があり、それを踏まえた市立病院全体のあり方については平成15年3月の答申の中で述べることにしたい。また、市が経営するもう1つの病院群である市立大学医学部附属の2病院と市立病院との関係について、今後、十分検討する必要があるということを付記する。
3. この答申は、新港湾病院の建物を今後病院として利用することを前提に作られている。しかし、地域保健医療計画の見直しにより、この地域は病床が過剰となっており、経営形態がいずれの場合においても、現在計画されている634床の運営が経営を圧迫することは必至であると考えられる。従って、例えば、当初の計画を見直して、建物の一部を地域の医療連携のあり方、医療の質向上、高齢医療対策などを研究し実践するセンターなど、公益的な目的に利用することも考えられよう。

### ・市立病院を取り巻く市内の医療環境の変化

1. 昭和40年代以降の横浜市においては、病床の不足に対応した一般病床数の拡大、救急医療や高度専門医療の充実が急務であり、市は、これまで4回のマスタープランと7回の実施計画（5か年計画）を策定する中で市立病院等の整備方針を定め、市民に必要な医療の確保・充実に取り組んできた。（図表 - 1）
2. 横浜市の医療提供体制は、民間病院の充実によっても拡充が図られてきているが、その中でも特に、地域中核病院の整備によって拡充が図られてきたことの意味は大きい。地域中核病院の考え方は、市の一定の支援のもとに民間の力を活用して医療機能の整備を図っていくもので、大変すぐれた考え方であると思われる。現在では、この地域中核病院を含めて、市が関与している病院の一般病床数は、市内一般病床数全体の4分の1近くを占める状況（22.3%）となっている。（図表 - 2）
3. 横浜市の保健医療圏は、3つの二次保健医療圏（横浜北部、横浜西部、横浜南部）により構成されているが、港湾病院や脳血管医療センターがある横浜南部保健医療圏の既存病床数は、平成14年2月発表の「神奈川県保健医療計画」においては、基準病床数を上回る状況となっている。

- 4．港湾病院は、昭和 37 年に開院し、平成 6 年に再整備のための基本構想に着手、現在建設工事が進められている。計画時点において再整備を必要とすると考えられた理由は、建物の老朽化、狭隘化が進み、時代の変化に対応した医療機能の充実や患者サービスの向上を図ることが困難になってきたことなどであるが、再整備の目標とされている内容は（図表 - 3）のようなものであった。
- 5．現在の計画は 8 年前に立てられたものであり、最近の医療環境の大きな変化のもとでは、病床規模や医療機能について再検討する必要があると思われるが、計画の変更やそのための手続等については市が対処すべきと考え、この答申の中では論じていない。

#### ・市が市民への医療提供に関して果たすべき役割

- 1．市は、国や県と共に、すべての市民に対し公平に良質な医療を提供するための対策を講ずる責任を持つと考えられる。しかし、一方で、市は医療を提供するにあたって、市民にとって最も効率的な方法を選ぶ責任をも同時に有している。
- 2．市が医療を提供する方法としては、市が自ら病院を経営して直接市民に提供する方法もあるが、その他にも、市が「政策的に必要な医療機能」を民間の医療機関に契約に基づいて委託する方法や補助金を交付して確保する方法もある。「政策的に必要な医療機能」を担うための病院が公設公営でなければならないという必然性はない。
- 3．「政策的に必要な医療機能」を公設公営の病院で提供するか民間の医療機関に委託する方法などにより提供するかは医療環境に関係している。一般的には、民間等の医療機関（注）が進出できないような環境の場合（離島、過疎地、など対象人口が極めて少ないなど）には、自治体自ら病院を経営する必要があるが、民間病院がその機能を果たし得る場合には、原則として民間に任せるべきであろう。  
注：「民間等の医療機関」とは、ここでは、国や地方自治体が経営する医療機関以外のすべてを指すこととし、具体的には、医療法人、学校法人、日本赤十字社、済生会、厚生連などが経営する医療機関を指すものとする。
- 4．横浜市においては、中核的な病院がない地域に対し、地域中核病院として民間病院を誘致するという方法を早くから採用しているが、以上述べた考え方からしても、非常にすぐれた方法であると考えられる。

#### ・市立病院に対する考え方

- 1．横浜市の市立病院については、その地域の医療環境を改善する先導的役割を担ってきているところではあるが、民間の医療機関が整備されてきている現状においては、市立病院に毎年多額の税金を投入することが、市としてすべての市民に公平に良質な医療を提供する最も効率的な方法であるか否かについて再検討する必要がある。
- 2．再検討するにあたっては、民間の医療機関に委託等の方法により「政策的に必要な医療機能」を担わせた場合と、市立病院で同じことを行う場合の費用の比較を行い、税の投入がど

ちらが少ないかをみることが判断の材料となると思われる。

3. 「政策的に必要な医療機能」を、市立病院で行う場合であっても、また、民間病院に委託等をした場合であっても、市は、その医療機能が十分提供されているか否かを、市民の協力や第三者機関の評価を受けてモニターし、その結果を公表する必要がある、このような市民参加型の医療行政をガラス張りの中で実施することこそが今後の重要な行政の役割と考えられる。

#### ・医療機能からみた港湾病院

1. 現在の港湾病院の診療圏は病院の所在する区及びその周辺区であり、他の地域中核病院と変わらない(図表 - 4)。救急医療等に果たしている役割も地域中核病院と比較して十分とは言えない。(図表 - 5)
2. 港湾病院再整備の目標とされている「政策的に必要な医療機能」は、地域中核病院が現に担っている医療機能と比較して特段の差異があるとは認められない。
3. 港湾病院の周辺には、横浜赤十字病院、社会保険横浜中央病院、横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター(市大センター病院)などがあり、新港湾病院で計画されている精神科二次救急、緩和ケア、アレルギー疾患などの医療機能については、これらの病院との連携によって分担することも考えられ、特に、市大センター病院は同じ横浜市の持つ病院であるが、これまで市立病院との医療機能の分担と連携について十分な検討がなされてきたとはい切れない。これらの点は今後の重要な検討課題であると思われる。(図表 - 6)
4. また、民間の医療機関がこれらの機能を担うことが適当であると考えられる場合には、市がその病院と契約を結んでその機能を委託することなどの対応も考えられる。

#### ・経営面からみた港湾病院

1. 新港湾病院は、現在の市立病院の経営状況を基礎として行った試算によれば、運営に係る一般会計からの繰入金は、年額 35 億から 40 億円になり、経常損失は年額 38 億から 42 億円と推計される。一方、地域中核病院は、市から毎年 1,000 万から 1 億 2,800 万円程度の補助金又は委託料を受けているのみで、各経営主体の責任で運営されている。(図表 - 7)
2. 市立病院の経営の現状については、様々な原因があるが、院長に人事権や職員の処遇を決定する権限がない等の制度上の制約もその 1 つとして挙げられる。
3. 新港湾病院の医療機能と地域中核病院の医療機能との間に特段の差があるというデータは、見出すことはできなかった。
4. 以上のことを考えると、港湾病院が現在と同じ経営形態を今後も維持していくことは適当ではない。

## ・市民参加の運営評価

- 1．市立病院の経営や、税の投入など、市の行う医療行政についてこれまで市民に対し十分な情報提供がされてきたとは言えない。
- 2．今後は、市民が市の行う医療行政に対して、次の二つのレベルで関与できるように情報開示・情報提供を行う必要がある。
- 3．すなわち、第一は、市の医療行政に関する計画時からの参画と情報開示であり、例えば、病院への補助・委託等の状況、市が関与している病院の医療機能及びその実施状況、市の医療計画などの情報開示である。
- 4．第二は、病院レベルの情報開示であり、病院が市民への責任を十分に果たしているかを利用者に対し定期的に調査し報告する他、例えば診療情報（カルテ）・会計情報（レセプト）、医療事故等の開示、経営情報の開示、なども行うべきである。これは情報技術を活用して行うことも可能である。
- 5．また、市立病院や地域中核病院を市民の病院として適正に運営するために、何らかの市民の目による評価点検の仕組みをつくり、その結果を公表していくことが必要である。

## ・経営形態に関する考察

- 1．港湾病院の現在の経営形態である「地方公営企業法一部適用」による公設公営が適当でないとする、新港湾病院がとり得る経営形態は、地方公営企業法の全部適用、公設民営（民間委託） 委譲による民営化の三種類である。（図表 - 8）
- 2．それぞれの形態の利害得失は次のようなものである。

### 地方公営企業法の全部適用

病院事業管理者は広範な権限をもつため、理論的には病院職員の任免、給与処遇の変更も可能である。実行できれば経営の改善も期待できるが、他の自治体病院の例をみると、全部適用により経営が改善された例もあるが、そうでない例も多くあり、必ずしも効果が得られるとは限らない。また、付与された権限を活かして、実際に経営改善を推進していく優秀な病院事業管理者を登用できるかどうかなどが課題である。（図表 - 9）

### 公設民営（民間委託）

現在と同じ市立病院のまま、病院の管理運営全般を民間の事業主体に委託する方法である。病院経営に関する民間の蓄積された知識や経験、手法などが活用できるため、効率的な経営が期待できる。また、市が新港湾病院において計画してきた「政策的に必要な医療機能」については、市が契約によってその医療機能を当該民間事業主体に実施させることも可能である。運営に係る収支等についても、市にとって有利な委託条件を設定することも可能であるが、その条件で引受手があるか否かが課題である。

### 委譲による民営化

病院の土地・建物等を民間の経営主体に委譲するため、市の財政面から考えれば、最



も望ましい形態であるが、建設費が極めて高額であることから相当の価格で譲渡せざるを得ないこと、立地条件の点でも必ずしも優良な物件とは言い難いことなどを考慮した場合、引受手があるか否かが最大の問題と考えられる。

- 3．以上の考察や、先に述べた「市が市民への医療提供に関して果たすべき役割」、「市立病院に対する考え方」、「医療機能からみた港湾病院」、「経営面からみた港湾病院」などでの考察から総合的に判断すると、新港湾病院は、一つの地域中核病院と考えることが適当である。従って、その経営も地域中核病院と同様に、担うべき医療機能と市の支援条件等を明確にしたうえで、民間の経営主体によって運営していく方法が望ましい。
- 4．新港湾病院が選択すべき経営形態としては、「委譲による民営化」を第一に検討するべきである。具体的な検討の結果、実現が困難な場合には、「公設民営（民間委託）」を次に検討するべきである。さらに、それについても実現不可能な場合、「地方公営企業法の全部適用」への変更を検討するべきである。
- 5．なお、「委譲による民営化」や「公設民営（民間委託）」を行う場合、その相手方としては、地域中核病院の例に見られるような、同規模病院の経営について十分な知識と経験を有し、「政策的に必要な医療機能」を担い得る法人等を選定することが必要と考えられる。
- 6．いずれの経営形態をとったとしても、病院長や事務長など病院幹部への権限委譲及び責任の付与と強いリーダーシップが必要であり、それなくしては、経営改善は不可能である。

以 上

### (3) 資料

(図表 - 1) 市立病院等の整備概要

種別	現病院名	整備時期	整備内容	(参考) 病床利用率
市立病院	市民病院	昭和 35 年 10 月 昭和 36 年 7 月 昭和 38 年 3 月 昭和 42 ~ 45 年 昭和 58 ~ 平成 3 年 平成 3 年 9 月	開院 (42 床) 増床 (142 床) 増床 (192 床) 拡張整備 (399 床) 再整備 全床開床 (637 床) 後に 624 床	87.1%
	港湾病院	昭和 37 年 5 月 昭和 49 ~ 51 年 平成 6 ~ 7 年 平成 7 ~ 9 年 平成 9 ~ 10 年 平成 11 ~ 12 年 平成 12 ~ 15 年 平成 15 年度末(予定)	開院 (122 床) 増改修 (300 床) 再整備基本構想 再整備基本計画 基本設計 実施設計 建設工事 新病院開院 (634 床)	80.7%
	脳血管医療センター	昭和 49 年 6 月 平成 11 年 8 月 平成 12 年 6 月	老人リハビリテーション友愛病院開院 (68 床) 脳血管医療センター開院 (215 床) 全床開床 (300 床 + 老健 80 人)	83.0%
地域中核病院	済生会横浜市南部病院	昭和 58 年 6 月 昭和 61 年 6 月	開院 (191 床) 全床開床 (500 床)	87.4%
	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	昭和 62 年 5 月 昭和 63 年 5 月	開院 (332 床) 全床開床 (518 床)	88.0%
	北東部地域中核施設 ・ 横浜労災病院	平成 3 年 6 月 平成 4 年 4 月	開院 (400 床) 全床開床 (650 床)	97.3%
	昭和大学横浜市北部 病院	平成 13 年 4 月 平成 14 年 4 月	開院 (428 床) 全床開床 (653 床)	60.5%
	東部地域中核病院	平成 14 年 6 月 平成 14 年 9 月	建設決定 神奈川県済生会との間に基本協定締結 (平成 18 年度開院予定)	-
(参考) 市大病院	市大附属病院	平成 3 年 7 月 平成 5 年 10 月	開院 (497 床) 全床開床 (623 床)	89.6%
	市大市民総合医療 センター	平成 12 年 1 月 平成 12 年 6 月	開院 (500 床) 全床開床 (720 床) 市大附属浦舟病院の再整備による	89.3%

・ 病床利用率は平成 13 年度

(図表 - 2) 市内一般病床数に占める市立病院等の一般病床数 1

	市内 <sup>2</sup>	市立病院 <sup>3,4,5</sup>		市立大学病院 <sup>3,6</sup>		地域中核病院 <sup>3,7</sup>		市立+市大+地域中核病院	
	一般病床数	一般病床数	割合	一般病床数	割合	一般病床数	割合	一般病床数	割合
	床	床	%	床	%	床	%	床	%
昭和 50年	11,576	699	6.0	954	8.2			1,653	14.3
51年	11,709	699	6.0	954	8.1			1,653	14.1
52年	11,874	699	5.9	954	8.0			1,653	13.9
53年	11,987	699	5.8	954	8.0			1,653	13.8
54年	12,244	699	5.7	954	7.8			1,653	13.5
55年	12,938	699	5.4	954	7.4			1,653	12.8
56年	13,969	699	5.0	954	6.8			1,653	11.8
57年	14,746	699	4.7	954	6.5			1,653	11.2
58年	15,491	699	4.5	954	6.2	500	3.2	2,153	13.9
59年	15,951	699	4.4	954	6.0	500	3.1	2,153	13.5
60年	16,276	699	4.3	954	5.9	500	3.1	2,153	13.2
61年	17,192	699	4.1	954	5.5	500	2.9	2,153	12.5
62年	18,546	766	4.1	954	5.1	1,018	5.5	2,738	14.8
63年	19,467	766	3.9	954	4.9	1,018	5.2	2,738	14.1
平成 元年	20,066	900	4.5	954	4.8	1,018	5.1	2,872	14.3
2年	20,733	900	4.3	954	4.6	1,018	4.9	2,872	13.9
3年	22,264	900	4.0	1,528	6.9	1,668	7.5	4,096	18.4
4年	22,355	900	4.0	1,528	6.8	1,668	7.5	4,096	18.3
5年	22,265	900	4.0	1,528	6.9	1,668	7.5	4,096	18.4
6年	22,229	900	4.0	1,528	6.9	1,668	7.5	4,096	18.4
7年	22,159	900	4.1	1,528	6.9	1,668	7.5	4,096	18.5
8年	22,116	1,184	5.4	1,244	5.6	1,668	7.5	4,096	18.5
9年	22,099	1,184	5.4	1,244	5.6	1,668	7.5	4,096	18.5
10年	21,944	1,184	5.4	1,244	5.7	1,668	7.6	4,096	18.7
11年	22,037	1,484	6.7	1,244	5.6	1,668	7.6	4,396	19.9
12年	21,823	1,484	6.8	1,247	5.7	1,668	7.6	4,399	20.2
13年	21,997	1,484	6.7	1,247	5.7	2,221	10.1	4,952	22.5
14年	22,163	1,484	6.7	1,247	5.6	2,221	10.0	4,952	22.3

1 許可病床数

2 市内一般病床数は、各年10月1日現在。ただし、平成14年は4月1日現在。

3 市立病院一般病床数、市立大学病院一般病床数、地域中核病院一般病床数は、各年12月31日現在。ただし平成14年は4月1日現在。

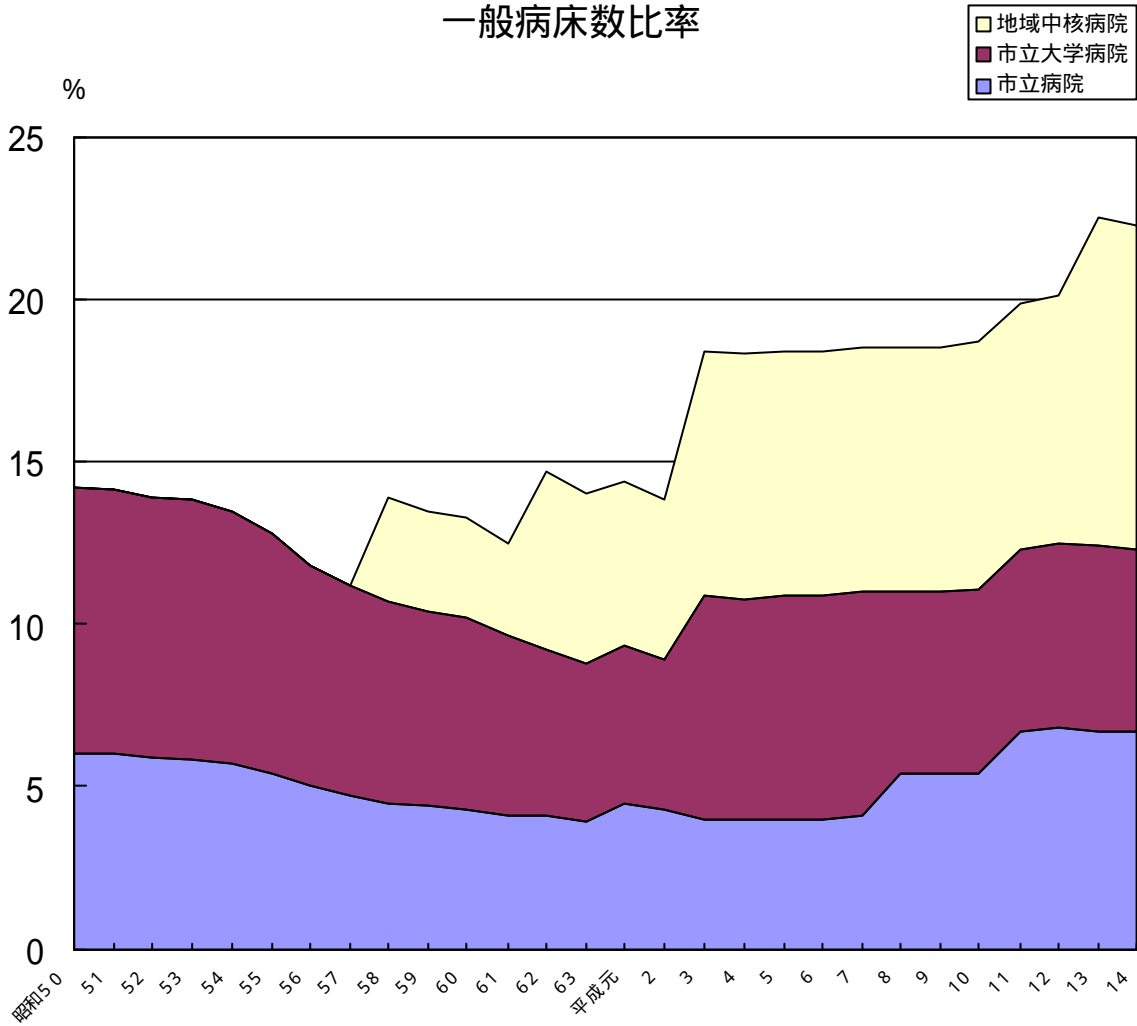
4 市立病院一般病床数は、市民病院、港湾病院及び脳血管医療センターの計。

5 港湾病院の一般病床数は、平成8年以降584床とした。

6 市立大学病院一般病床数は、市大附属病院、同センター病院の計。

7 地域中核病院一般病床数は、南部病院、西部病院、横浜労災病院及び北部病院の計。

### 市内一般病床数に占める市立病院等の 一般病床数比率



( 図表 - 3 ) 港湾病院の再整備概要

1 再整備工事の概要	(1) 建設地	ア 地名地番 : 中区新山下三丁目 6 番 2 号外 ( 現病院正面向かい側の用地 ) イ 敷地面積 : 28,613㎡
	(2) 規模・構造	ア 延床面積 : 74,342㎡ ( 地下駐車場等含む ) イ 構造・階数 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 8 階 ( 4 階は設備階 ) ウ 建物高さ : 8 階屋上で 38m ( 最高 47m )
	(3) 駐車場	ア 地下駐車場 : 約 200 台 イ 地上駐車場 : 約 100 台 その他, 現病院敷地側に 200 台程度の駐車場を整備する予定
2 新病院の診療内容	(1) 病床数	634 床 ( 一般 584 床, 精神 50 床 ) ( 現在は 300 床 )
	(2) 診療科目	22 科 ( 現在は 14 科 ) 内科, 呼吸器科, 消化器科, 循環器科, 神経内科, 小児科, 外科, 整形外科, 形成外科, 脳神経外科, 呼吸器外科, 心臓血管外科, 皮膚科, 泌尿器科, 産婦人科, 眼科, 耳鼻いんこう科, リハビリテーション科, 精神科, 放射線科, 麻酔科, 歯科口腔外科 ( アレルギー科 ) ( ____ は新設診療科 )
3 新病院の特徴	(1) 医療機能の充実	ア 三大生活習慣病 ( 心疾患, がん, 脳血管疾患 ) に対する診断, 治療機能を充実します。 イ ICU ( 集中治療室 ), CCU ( 心疾患集中治療室 ), NICU ( 新生児集中治療室 ) などの集中治療機能を確保します。 ウ 手術機能を充実します。 ( バイオクリーン室等の整備など ) エ リハビリテーション機能を充実します。 オ 高度医療機器を整備します。 ( アレルギー疾患に対する医療機能を充実します。 )
	(2) 外来患者のサービスの向上	ア 診察室の個室化や番号呼び出しなど, プライバシーに配慮します。 イ 医療情報システムを導入し, 待ち時間の短縮を図ります。 ウ 総合相談室を設置し, 医療相談などの相談機能を充実するとともに, 地域の医療機関との密接な連携を推進します。
	(3) 入院患者の療養環境の向上	個室の割合を高くするとともに, 4 床室は廊下側ベッドにも窓を設けるなどプライバシーに配慮したレイアウトとします。
	(4) 精神科医療の実施	精神科救急や老人性痴呆疾患の合併症治療に取り組みます。
	(5) 救急医療の充実	24 時間 365 日体制の救急医療 ( 内科, 小児科, 外科など ) を実施します。
	(6) 緩和ケア病棟の設置	横浜市立病院としては初めて, 緩和ケア病棟を設置します。
	(7) 災害対策	大地震等の災害時にも病院の機能を維持できるように, 免震構造の採用や, 医薬品, 食料, 水, 燃料の備蓄を行います。

(図表 - 4) 港湾病院と地域中核病院の診療圏の状況

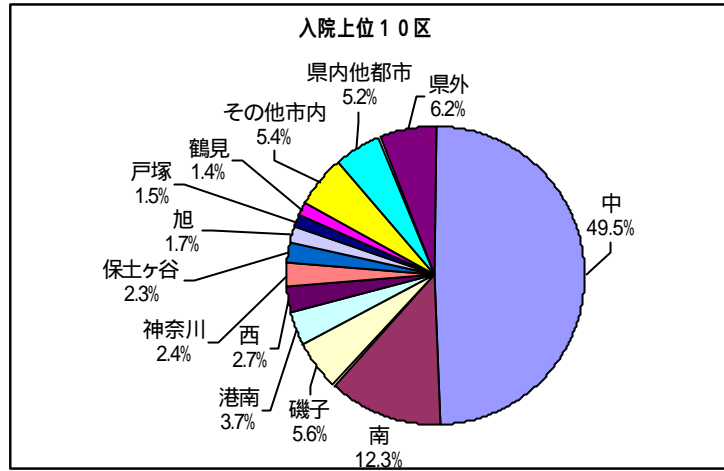
港湾病院

入院診療圏内訳

診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 中	43,796	49.5
2 南	10,893	12.3
3 磯子	4,971	5.6
4 港南	3,301	3.7
5 西	2,360	2.7
6 神奈川	2,105	2.4
7 保土ヶ谷	2,024	2.3
8 旭	1,532	1.7
9 戸塚	1,292	1.5
10 鶴見	1,211	1.4
その他市内	4,800	5.4
県内他都市	4,627	5.2
県外	5,507	6.2
合計	88,419	100.0

所在区：中区

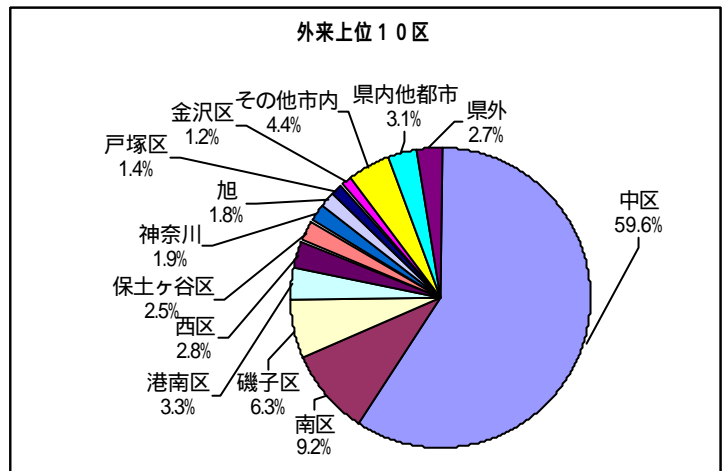
(延べ患者 平成13年度実績)



外来診療圏内訳

診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 中区	128,746	59.6
2 南区	19,870	9.2
3 磯子区	13,567	6.3
4 港南区	7,045	3.3
5 西区	6,148	2.8
6 保土ヶ谷区	5,344	2.5
7 神奈川	4,159	1.9
8 旭	3,819	1.8
9 戸塚区	2,982	1.4
10 金沢区	2,499	1.2
その他市内	9,512	4.4
県内他都市	6,637	3.1
県外	5,862	2.7
合計	216,190	100.0

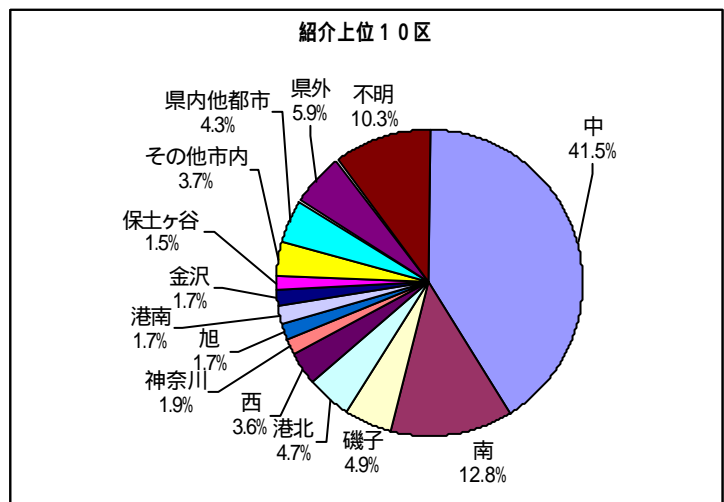
(延べ患者 平成13年度実績)



紹介患者診療圏内訳

診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 中	1,306	41.5
2 南	401	12.8
3 磯子	154	4.9
4 港北	148	4.7
5 西	113	3.6
6 神奈川	59	1.9
7 旭	53	1.7
8 港南	52	1.7
9 金沢	52	1.7
10 保土ヶ谷	46	1.5
その他市内	116	3.7
県内他都市	136	4.3
県外	185	5.9
不明	324	10.3
合計	3,145	100.0

(平成13年度実績)



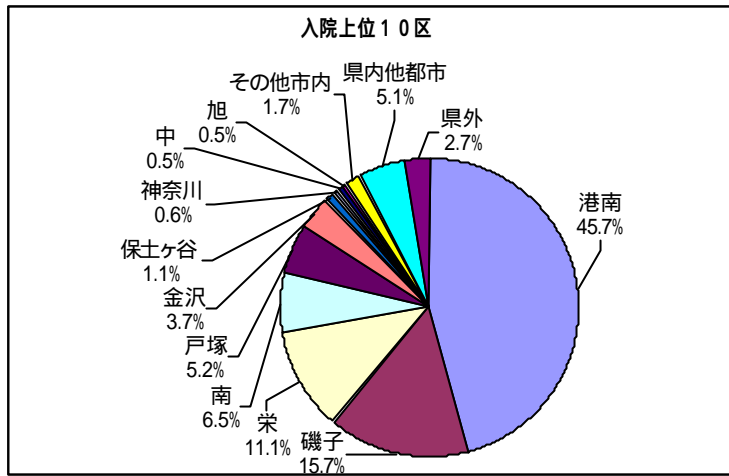
# 南部病院

所在区：港南区

## 入院診療圏内訳

( 新入院患者 平成13年度実績 )

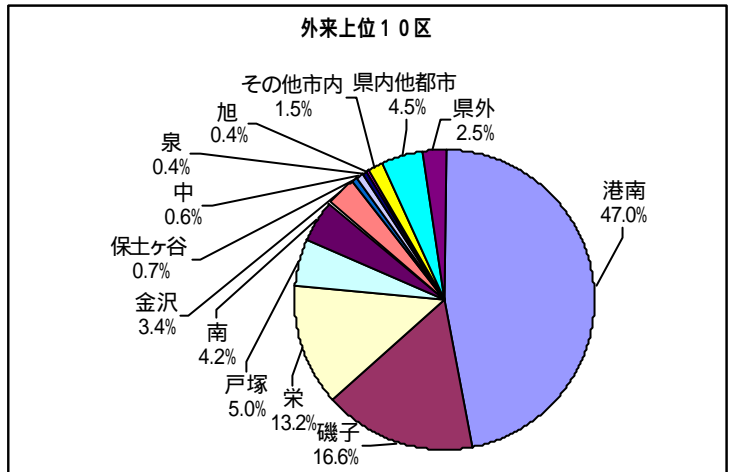
診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 港南	5,169	45.8
2 磯子	1,767	15.7
3 栄	1,256	11.1
4 南	729	6.5
5 戸塚	581	5.2
6 金沢	414	3.7
7 保土ヶ谷	120	1.1
8 神奈川	63	0.6
9 中	56	0.5
9 旭	56	0.5
その他市内	192	1.7
県内他都市	574	5.1
県外	303	2.7
合計	11,280	100.0



## 外来診療圏内訳

( 初診外来患者 平成13年度実績 )

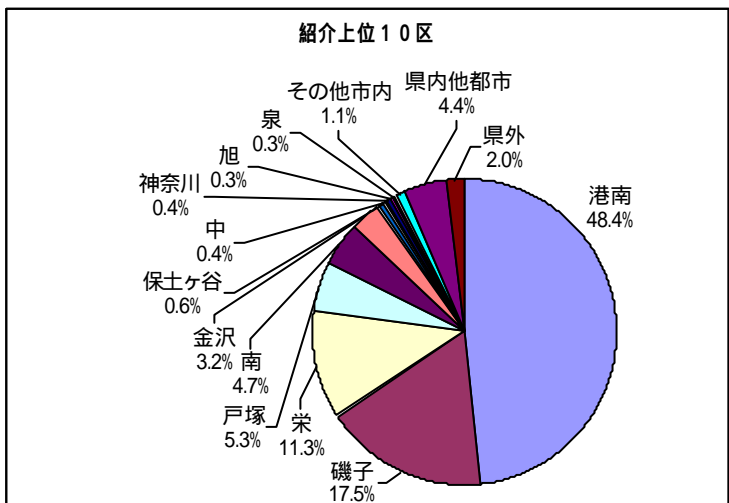
診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 港南	13,842	47.0
2 磯子	4,895	16.6
3 栄	3,898	13.2
4 戸塚	1,467	5.0
5 南	1,241	4.2
6 金沢	1,007	3.4
7 保土ヶ谷	217	0.7
8 中	163	0.6
9 泉	129	0.4
10 旭	114	0.4
その他市内	449	1.5
県内他都市	1,319	4.5
県外	737	2.5
合計	29,478	100.0



## 紹介患者診療圏内訳

( 平成13年度実績 )

診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 港南	5,271	48.4
2 磯子	1,900	17.5
3 栄	1,232	11.3
4 戸塚	576	5.3
5 南	517	4.7
6 金沢	348	3.2
7 保土ヶ谷	67	0.6
8 中	45	0.4
9 神奈川	40	0.4
10 旭	36	0.3
10 泉	36	0.3
その他市内	115	1.1
県内他都市	484	4.4
県外	218	2.0
合計	10,885	100.0



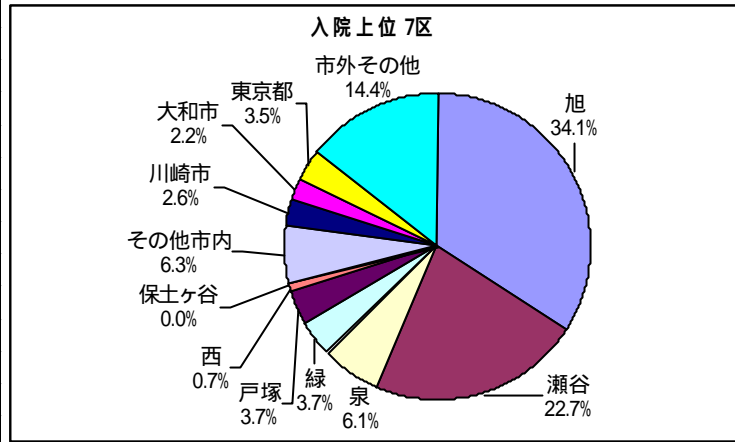
# 西部病院

所在区：旭区

## 入院診療圏内訳

(平成14年6月20日入院患者)

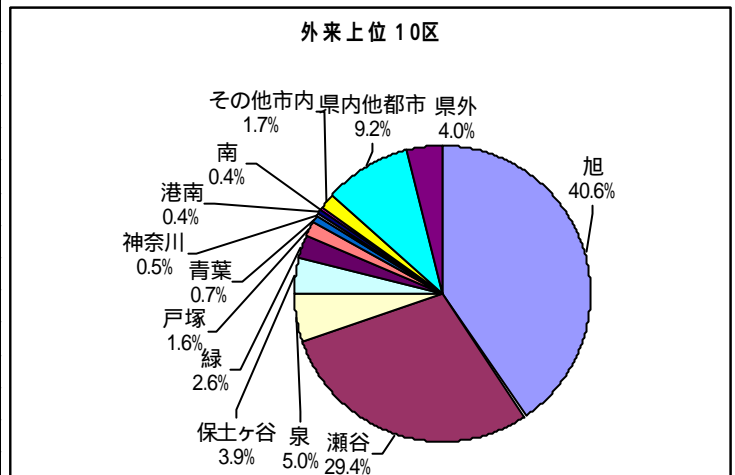
診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 旭	156	34.1
2 瀬谷	104	22.7
3 泉	28	6.1
4 緑	17	3.7
4 戸塚	17	3.7
6 西	3	0.7
7 保土ヶ谷	0	0.0
その他市内	29	6.3
川崎市	12	2.6
大和市	10	2.2
東京都	16	3.5
市外その他	66	14.4
合計	458	100.0



## 外来診療圏内訳

(初診外来患者 平成13年度実績)

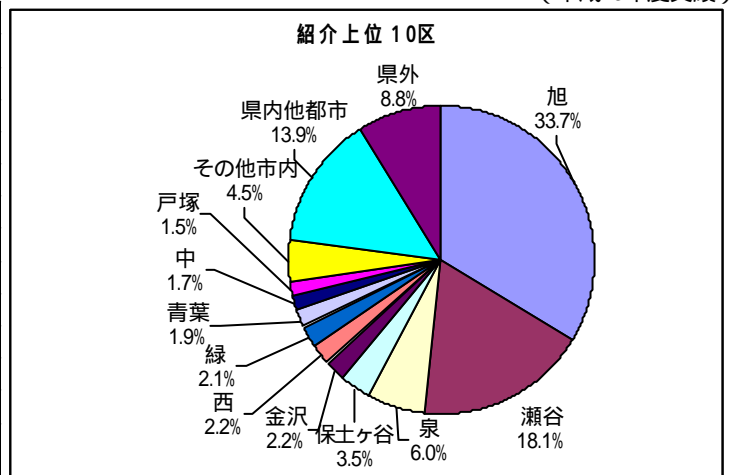
診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 旭	14,956	40.6
2 瀬谷	10,848	29.4
3 泉	1,852	5.0
4 保土ヶ谷	1,434	3.9
5 緑	952	2.6
6 戸塚	579	1.6
7 青葉	267	0.7
8 神奈川	175	0.5
9 港南	165	0.4
10 南	142	0.4
その他市内	640	1.7
県内他都市	3,377	9.2
県外	1,457	4.0
合計	36,844	100.0



## 紹介患者診療圏内訳

(平成13年度実績)

診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 旭	3,314	33.7
2 瀬谷	1,777	18.1
3 泉	594	6.0
4 保土ヶ谷	342	3.5
5 金沢	220	2.2
6 西	212	2.2
7 緑	205	2.1
8 青葉	188	1.9
9 中	171	1.7
10 戸塚	145	1.5
その他市内	438	4.5
県内他都市	1,368	13.9
県外	868	8.8
合計	9,842	100.0





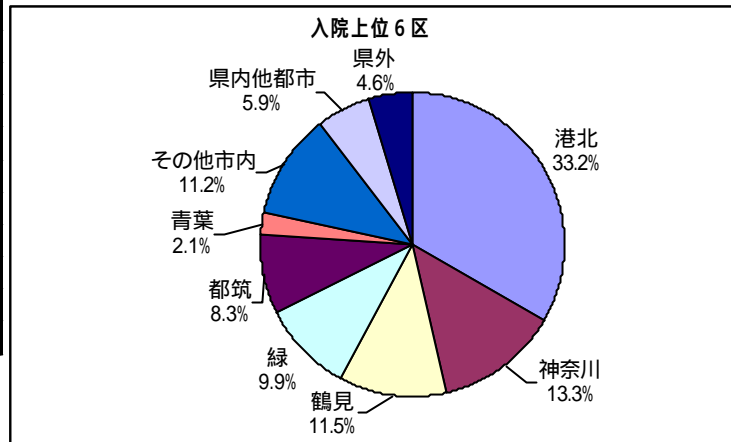
# 労災病院

## 入院診療圏内訳

診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 港北	4,857	33.2
2 神奈川	1,944	13.3
3 鶴見	1,678	11.5
4 緑	1,447	9.9
5 都筑	1,212	8.3
6 青葉	307	2.1
その他市内	1,637	11.2
県内他都市	862	5.9
県外	676	4.6
合計	14,620	100.0

所在区：港北区

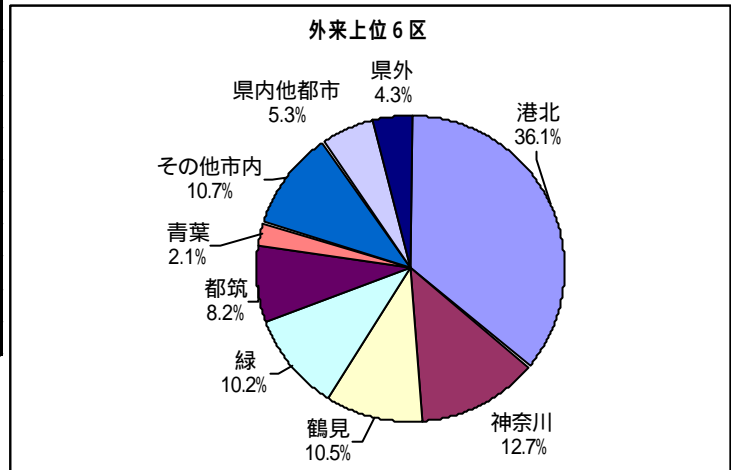
(新入院患者 平成13年度実績)



## 外来診療圏内訳

診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 港北	24,632	36.1
2 神奈川	8,707	12.7
3 鶴見	7,141	10.5
4 緑	6,974	10.2
5 都筑	5,598	8.2
6 青葉	1,431	2.1
その他市内	7,296	10.7
県内他都市	3,602	5.3
県外	2,926	4.3
合計	68,307	100.0

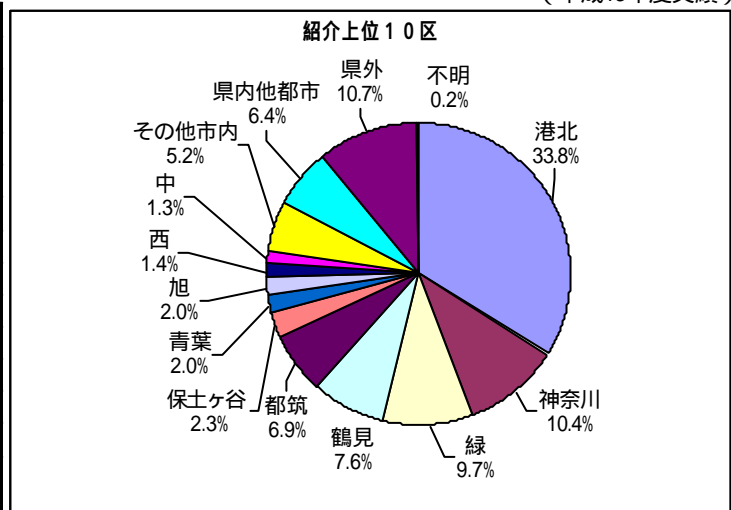
(初診外来患者 平成13年度実績)



## 紹介患者診療圏内訳

診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 港北	4,677	33.8
2 神奈川	1,443	10.4
3 緑	1,334	9.7
4 鶴見	1,054	7.6
5 都筑	959	6.9
6 保土ヶ谷	317	2.3
7 青葉	278	2.0
8 旭	271	2.0
9 西	195	1.4
10 中	180	1.3
その他市内	725	5.2
県内他都市	879	6.4
県外	1,482	10.7
不明	29	0.2
合計	13,823	100.0

(平成13年度実績)



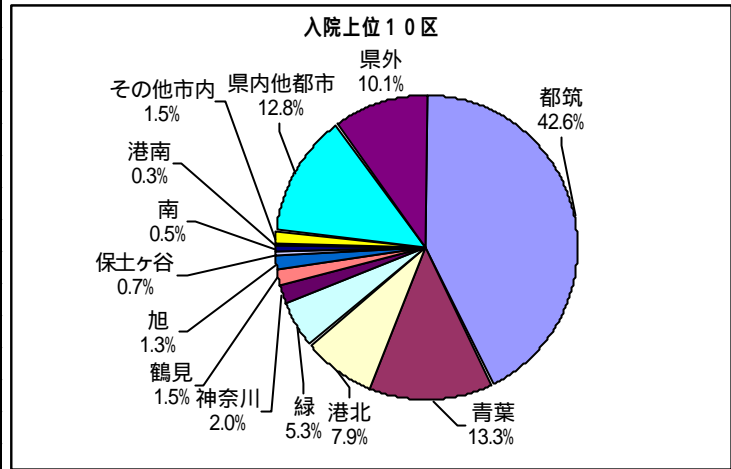
# 北部病院

所在区：都筑区

## 入院診療圏内訳

(延べ患者 平成13年度実績)

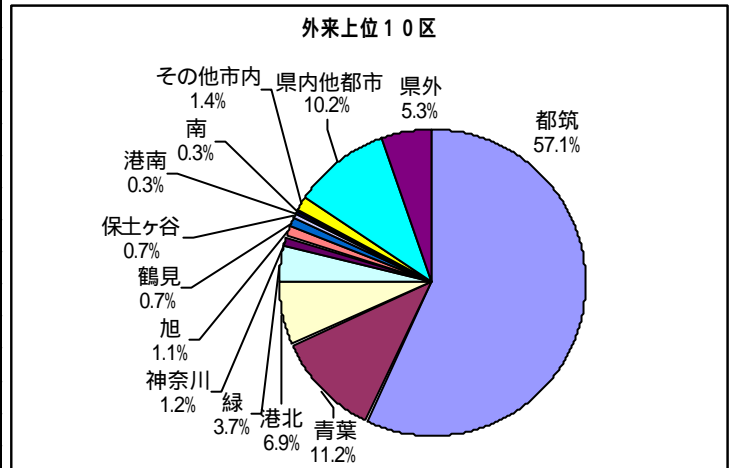
診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 都筑	44,988	42.6
2 青葉	14,051	13.3
3 港北	8,374	7.9
4 緑	5,637	5.3
5 神奈川	2,138	2.0
6 鶴見	1,618	1.5
7 旭	1,415	1.3
8 保土ヶ谷	766	0.7
9 南	536	0.5
10 港南	347	0.3
その他市内	1,564	1.5
県内他都市	13,510	12.8
県外	10,613	10.1
合計	105,557	100.0



## 外来診療圏内訳

(延べ患者 平成13年度実績)

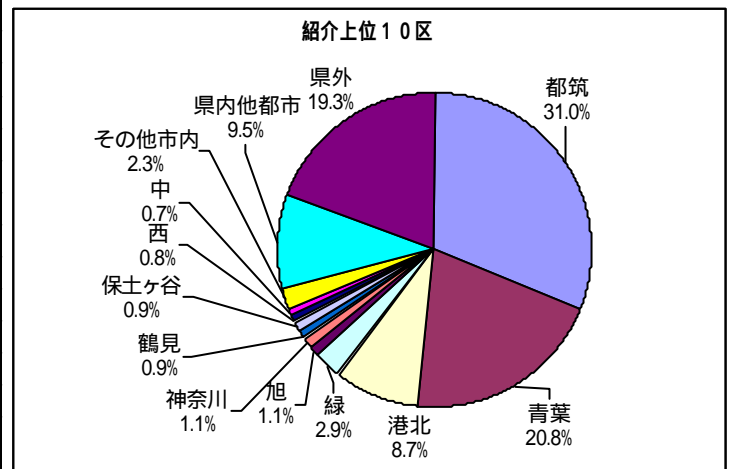
診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 都筑	100,689	57.2
2 青葉	19,712	11.2
3 港北	12,157	6.9
4 緑	6,510	3.7
5 神奈川	2,101	1.2
6 旭	1,859	1.1
7 鶴見	1,258	0.7
8 保土ヶ谷	1,153	0.7
9 港南	523	0.3
10 南	485	0.3
その他市内	2,424	1.4
県内他都市	17,884	10.2
県外	9,303	5.3
合計	176,058	100.0



## 紹介患者診療圏内訳

(平成13年度実績)

診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 都筑	3,379	31.0
2 青葉	2,263	20.8
3 港北	952	8.7
4 緑	313	2.9
5 旭	121	1.1
6 神奈川	118	1.1
7 鶴見	97	0.9
7 保土ヶ谷	97	0.9
9 西	91	0.8
10 中	79	0.7
その他市内	245	2.3
県内他都市	1,029	9.5
県外	2,100	19.3
合計	10,884	100.0



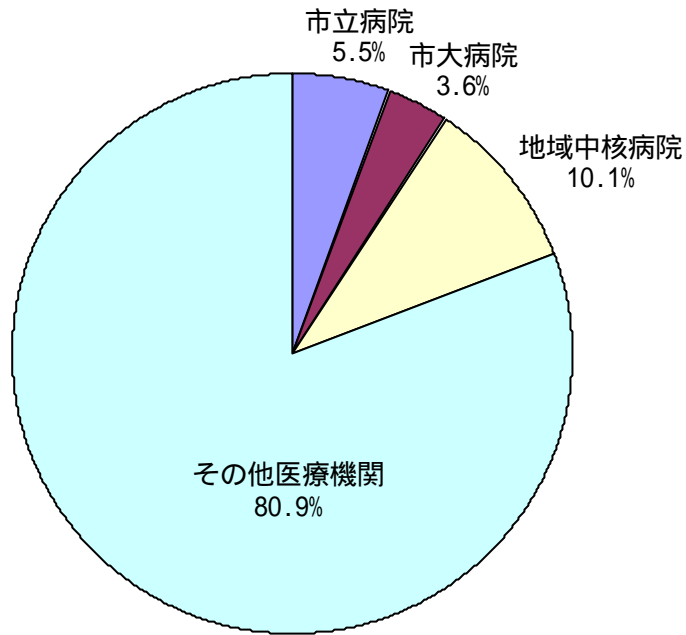
(図表 - 5) 救急搬送患者の市立病院等の受入状況

\*平成13年(暦年)

	総件数	軽症	中等症以上					計	計	その他	(参考) 市内一般 病床数比率
			中等症	重症以上			計				
				重症	重篤	死亡					
横浜市民病院	4,530 (3.5%)	2,502 (55.2%) 3.3%	1,465 (32.3%) 3.7%	265	156	141	562 (12.4%) 4.0%	2,027 (44.7%) 3.8%	1 (0.0%) 3.3%	600 2.8%	
横浜市立港湾病院	1,519 (1.2%)	859 (56.6%) 1.1%	569 (37.5%) 1.4%	67	18	6	91 (6.0%) 0.6%	660 (43.4%) 1.2%	0 (0.0%) 0.0%	300 1.4%	
横浜市立脳血管医療センター	1,037 (0.8%)	116 (11.2%) 0.2%	356 (34.3%) 0.9%	474	91	0	565 (54.5%) 4.0%	921 (88.8%) 1.7%	0 (0.0%) 0.0%	300 1.4%	
<b>市立病院計 (重症度別構成比) 全市計に対する構成比</b>	<b>7,086 (100.0%) 5.5%</b>	<b>3,477 (49.1%) 4.6%</b>	<b>2,390 (33.7%) 6.1%</b>	<b>806</b>	<b>265</b>	<b>147</b>	<b>1,218 (17.2%) 8.6%</b>	<b>3,608 (50.9%) 6.8%</b>	<b>1 (0.0%) 3.3%</b>	<b>1,200 5.5%</b>	
市大附属市民総合医療センター (救命救急センター設置病院)	3,189 (2.5%)	899 (28.2%) 1.2%	1,221 (38.3%) 3.1%	546	372	151	1,069 (33.5%) 7.6%	2,290 (71.8%) 4.3%	0 (0.0%) 0.0%	670 3.1%	
市大医学部附属病院	1,389 (1.1%)	739 (53.2%) 1.0%	488 (35.1%) 1.2%	134	23	5	162 (11.7%) 1.1%	650 (46.8%) 1.2%	0 (0.0%) 0.0%	577 2.7%	
<b>市大病院計 (重症度別構成比) 全市計に対する構成比</b>	<b>4,578 (100.0%) 3.6%</b>	<b>1,638 (35.8%) 2.2%</b>	<b>1,709 (37.3%) 4.4%</b>	<b>680</b>	<b>395</b>	<b>156</b>	<b>1,231 (26.9%) 8.7%</b>	<b>2,940 (64.2%) 5.5%</b>	<b>0 (0.0%) 0.0%</b>	<b>1,247 5.7%</b>	
横浜労災病院	6,428 (5.0%)	4,093 (63.7%) 5.4%	1,624 (25.3%) 4.1%	362	186	163	711 (11.1%) 5.0%	2,335 (36.3%) 4.4%	0 (0.0%) 0.0%	650 3.0%	
済生会 横浜市南部病院	3,679 (2.9%)	2,020 (54.9%) 2.7%	1,219 (33.1%) 3.1%	214	112	114	440 (12.0%) 3.1%	1,659 (45.1%) 3.1%	0 (0.0%) 0.0%	500 2.3%	
聖マリ 横浜市西部病院 (救命救急センター設置病院)	1,459 (1.1%)	238 (16.3%) 0.3%	461 (31.6%) 1.2%	442	299	19	760 (52.1%) 5.4%	1,221 (83.7%) 2.3%	0 (0.0%) 0.0%	518 2.4%	
昭和大学 横浜市北部病院	1,410 (1.1%)	812 (57.6%) 1.1%	474 (33.6%) 1.2%	85	31	8	124 (8.8%) 0.9%	598 (42.4%) 1.1%	0 (0.0%) 0.0%	553 2.5%	
<b>地域中核病院計 (重症度別構成比) 全市計に対する構成比</b>	<b>12,976 (100.0%) 10.1%</b>	<b>7,163 (55.2%) 9.5%</b>	<b>3,778 (29.1%) 9.6%</b>	<b>1,103</b>	<b>628</b>	<b>304</b>	<b>2,035 (15.7%) 14.4%</b>	<b>5,813 (44.8%) 10.9%</b>	<b>0 (0.0%) 0.0%</b>	<b>2,221 10.2%</b>	
<b>市立+市大+地域中核病院計 (重症度別構成比) 全市計に対する構成比</b>	<b>24,640 (100.0%) 19.1%</b>	<b>12,278 (49.8%) 16.3%</b>	<b>7,877 (32.0%) 20.1%</b>	<b>2,589</b>	<b>1,288</b>	<b>607</b>	<b>4,484 (18.2%) 31.8%</b>	<b>12,361 (50.2%) 23.2%</b>	<b>1 (0.0%) 3.3%</b>	<b>4,668 21.5%</b>	
<b>その他医療機関計 (重症度別構成比) 全市計に対する構成比</b>	<b>104,137 (100.0%) 80.9%</b>	<b>63,101 (60.6%) 83.7%</b>	<b>31,374 (30.1%) 79.9%</b>	<b>7,193</b>	<b>1,669</b>	<b>771</b>	<b>9,633 (9.3%) 68.2%</b>	<b>41,007 (39.4%) 76.8%</b>	<b>29 (0.0%) 96.7%</b>	<b>17,045 78.5%</b>	
<b>全市計</b>	<b>128,777 (100.0%) 100.0%</b>	<b>75,379 (58.5%) 100.0%</b>	<b>39,251 (30.5%) 100.0%</b>	<b>9,782</b>	<b>2,957</b>	<b>1,378</b>	<b>14,117 (11.0%) 100.0%</b>	<b>53,368 (41.4%) 100.0%</b>	<b>30 (0.0%) 100.0%</b>	<b>21,713 100.0%</b>	

- 1 取扱件数は、暦年による。ただし、昭和大学横浜市北部病院は、平成13年4月1日開院時からの件数。
- 2 各構成比は、小数点以下第2位を四捨五入した(個々の値の和は、必ずしも計とは一致しないことがある)。
- 3 市内一般病床数比率は、市内一般病床数に占める市立病院等の一般病床数の数及び割合を示す。
- 4 市内一般病床数は、平成13年10月1日現在の許可病床数。
- 5 市立・市大・地域中核病院の一般病床数は、平成13年12月31日現在の許可病床数(ただし、港湾病院の一般病床数は再整備後の増床数284床(許可済み)を除いた300床とした)。
- 6 重症度は、次の区分によるもので、搬送(初診)時に診察を行った医師の判定に基づく。  
軽症:入院を要せず 中等症:入院3週間未満 重症:入院3週間以上  
重篤:生命の危険が切迫しているもの 死亡:初診即死亡

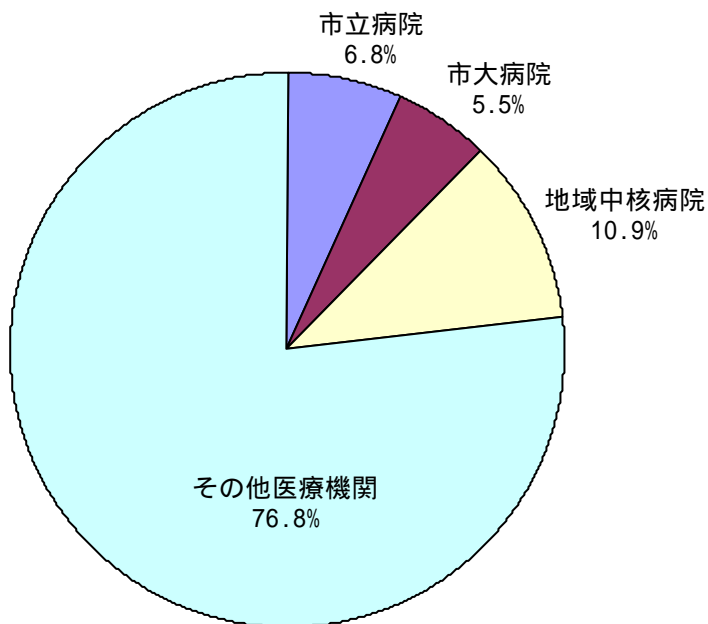
総搬送件数に占める市立病院等の受入割合



	市立病院	市大病院	地域中核病院	その他医療機関
件数	7,086	4,578	12,976	104,137
構成比	5.5%	3.6%	10.1%	80.9%

市立 + 市大 + 地域中核病院計 : 19.1%

総搬送件数に占める市立病院等の受入割合(中等症以上)



	市立病院	市大病院	地域中核病院	その他医療機関
件数	3,608	2,940	5,813	41,007
構成比	6.8%	5.5%	10.9%	76.8%

市立 + 市大 + 地域中核病院計 : 23.2%

( 図表 - 6 ) 新港湾病院の半径 5 k m 圏内に所在する主な病院の概要

	新港湾病院 * 1	市大脳血管 センター病院 医療センター	脳血管 医療センター	横浜赤十字病院	社会保険 横浜中央病院	けいゆう病院
開設者	横浜市	横浜市	横浜市	日本赤十字社 神奈川県支部	社団法人 全国社会保険協 会連合会	財団法人 神奈川県警友会
開設時期 * 2	昭和37年 〔平成16年度末 再整備開院予定〕	昭和24年 〔平成12年 再整備開院〕	平成11年	昭和39年 〔昭和63年増築〕	昭和34年	平成8年 〔移転再整備〕
病床数	634	720	300	380	350	410
一般	584	670	300	380	350	410
精神	50	50				
その他			老人保健施設 定員 80人			
診療科目等 * 3	22科	8センター+21科 救命救急センター 熱傷センター 母子医療センター 難病医療センター 感染症医療センター 精神医療センター 心臓血管センター 消化器病センター	6科	15科	14科	14科
	内科	総合内科 血液内科 腎臓内科	内科	内科	内科	内科
	呼吸器科	内分沁・糖尿病内 呼吸器内科		呼吸器科		
	消化器科	(消化器病センター		消化器科		
	循環器科	心臓血管センター		循環器科		
	神経内科	神経内科	神経内科			
	小児科	小児科		小児科	小児科	小児科
	外科	総合外科		外科	外科	外科
	整形外科	整形外科		整形外科	整形外科	整形外科
	形成外科	形成外科		形成外科	形成外科	形成外科
	脳神経外科	脳神経外科	脳神経外科	脳神経外科	脳神経外科	脳神経外科
	呼吸器外科	(総合外科)				
	心臓血管外科	心臓血管センター				
	皮膚科	皮膚科		皮膚科	皮膚科	皮膚科
	泌尿器科	泌尿器科		泌尿器科	泌尿器科	泌尿器科
	産婦人科	(母子医療センター 婦人科)		産婦人科	産婦人科	産婦人科
	眼科	眼科		眼科	眼科	眼科
	耳鼻いんこう科	耳鼻いんこう科		耳鼻いんこう科	耳鼻いんこう科	耳鼻いんこう科
	リハビリテーション科	リハビリテーション科	リハビリテーション科			
	精神科	(精神医療センター				精神科
	放射線科	放射線科	放射線科	放射線科	放射線科	放射線科
	麻酔科	麻酔科	麻酔科	麻酔科	麻酔科	
	歯科・口腔外科	歯科・口腔外科・矯正歯科			歯科・口腔外科	歯科
		臓器移植科				
特徴	365日24時間救急 ・病院群輪番制参加病院 ・母児二次救急システム参加病院 ・精神科救急(2次) ・緩和ケア ・アレルギー疾患 ・災害医療拠点病院 ・臨床研修病院	365日24時間救急 (救命救急センター 母子医療センター など) ・精神科救急(3次)	365日24時間救急 (脳血管疾患のみ)	・病院群輪番制参加病院 ・母児二次救急システム参加病院	・病院群輪番制参加病院 ・母児二次救急システム参加病院	・病院群輪番制参加病院 ・母児二次救急システム参加病院 ・災害医療拠点病院 ・臨床研修病院

\* 1 新港湾病院の記事事項は、現計画に基づく予定。

\* 2 開設時期は、現在地での開院時期で、横浜市衛生局「横浜市の医療施設(名簿編)」による。

\* 3 診療科目は、標榜科目(脳血管医療センター及び市大センター病院は条例規則上のもの、他は各病院のホームページで確認できたもの)で、医療法上の届出によるものとは異なる。

ただし、市大センター病院については、特定の診療科名を標榜していないが8つのセンター又は他の診療科が実質的な診療機能を有しているものについては、当該機能を有する主たるセンター又は診療科の名称を( )書きで記載した。

( 図表 - 7 ) 市立病院等の経営状況

区 分	新港湾病院	地 域 中 核 病 院			
		南部病院	西部病院	横浜労災病院	北部病院
開院年月(再整備期間)	(平成12年度～再整備中)	昭和58年6月	昭和62年5月	平成3年6月	平成13年4月
病床数及び診療科目数	634床, 22科	500床, 18科	518床, 26科	650床, 23科	653床 6センター及び14科
特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>・365日24時間救急</li> <li>・精神科救急</li> <li>・緩和ケア</li> <li>・がん・心・脳血管疾患</li> <li>・老人性痴呆患者の合併症治療</li> <li>・災害医療拠点病院</li> <li>・臨床研修病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・365日24時間救急</li> <li>・災害医療拠点病院</li> <li>・臨床研修病院</li> <li>・循環器系疾患</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救命救急センター</li> <li>・周産期センター</li> <li>・災害医療拠点病院</li> <li>・臨床研修病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・365日24時間救急</li> <li>・労災医療</li> <li>・リハビリテーション</li> <li>・災害医療拠点病院</li> <li>・臨床研修病院</li> <li>・脳・循環器系疾患</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・365日24時間救急</li> <li>・緩和ケア</li> <li>・精神科救急</li> <li>・災害医療拠点病院</li> <li>・臨床研修病院</li> <li>・がん・心・脳血管疾患</li> <li>・老人性痴呆患者の治療</li> </ul>
事業方式	-	「共同建設方式」 市と済生会が共同で建設	「誘致方式」 聖マリアンナ医大が建設	「誘致方式」 労働福祉事業団が建設	「誘致方式」 昭和大学が建設
経常収益	127～132億円	122億8,100万円	112億6,000万円	158億2,200万円	* 3 70億3,400万円
* 2 横浜市一般会計負担額	35～40億円	5,200万円	1億2,800万円	1,000万円	4,500万円
内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療等経費 11億～12億円</li> <li>・高度・特殊医療等経費 3億～4億円</li> <li>・基礎年金拠出等経費 約3億円</li> <li>・運営資金補填額 18億～21億円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療体制運営費 2,300万円</li> <li>・病院群輪番制運営費 2,500万円</li> <li>・母子二次救急システム運営費 400万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救命救急センター運営費 4,800万円</li> <li>・周産期センター運営費 8,000万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児救急医療委託 1,000万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療体制運営費 2,300万円</li> <li>・精神科救急運営費 1,400万円</li> <li>・病院群輪番制運営費 800万円</li> </ul>
経常費用	169～170億円	121億6,800万円	114億8,400万円	157億8,200万円	* 3 76億4,000万円
経常損益	38～42億円	1億1,300万円	2億2,400万円	3,900万円	6億 600万円
1床当たり経常収益	2,000～2,100万円	2,456万円	2,173万円	2,434万円	* 3 1077万円
うち1床当たり横浜市一般会計負担額	560～620万円	10万円	25万円	2万円	7万円
1床当たり経常費用	2,600～2,700万円	2,433万円	2,217万円	2,428万円	* 3 1,170万円
1床当たり経常損益	600～ 650万円	23万円	43万円	6万円	93万円

\* 1 経常収支は平成 13 年度決算額 ただし、新港湾病院の経常収支は、平成 13 年度市民病院決算数値等をもとに病床利用率 84%～90%の幅で試算した

\* 2 経常収支中「横浜市一般会計負担額」は、新港湾病院については繰入金、地域中核病院については補助金又は委託料として病院の収益となっているもの

\* 3 北部病院は平成 13 年 4 月一部開院で段階的に開院したため、経常収益及び費用が低くなっている また、1床当たり経常収益及び費用の算出には許可病床数を用いたため、他病院と比較して低く算出されている

(図表 - 8) 選択可能な経営形態

\* 独立行政法人については、特定独立行政法人（国家公務員型）を想定した（具体的には個別法で規定されるが、国立病院に関する個別法はまだ制定されていない）。

	地方公営企業法一部適用	地方公営企業法全部適用	公の施設の管理委託 (公設民営)	民間への委譲 (民営化)	(参考) 独立行政法人
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立病院の現在の経営形態</li> <li>・ 地方公営企業法の財務規定のみを適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務規定だけでなく、企業管理者の設置や組織、人事労務に関する規定等、地方公営企業法の全部を適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法の規定に基づき、公の施設の運営を公共的団体に委託する</li> <li>・ 公立病院として地方自治体が設置し、受託団体が運営を行う（いわゆる「公設民営方式」）</li> <li>・ 市の会計処理は、地方公営企業法が適用される（受託者の会計処理は、当該団体に適用される会計原則による）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地建物を民間の医療法人又は学校法人等に譲渡するただし、手法としては土地建物を民間法人に貸し付けることも考えられる</li> <li>・ 経営は、すべて譲受団体に移る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が自ら提供してきた行政サービスで、国民生活の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的に設置される</li> <li>・ 会計処理の原則については、企業会計原則に基づき主務省令で定める</li> </ul>
開設者 運営責任者	地方公共団体 地方公共団体の長	地方公共団体 病院事業管理者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体の長が任命</li> <li>・ 特別職地方公務員</li> <li>・ 地方公共団体の長の補助機関</li> <li>・ 地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に關し当該地方公共団体を代表（予算調整等一部を除く）</li> </ul>	地方公共団体 受託事業者	民間法人 民間法人の長	独立行政法人 法人の長 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主務大臣が任命</li> <li>・ 特別職国家公務員</li> <li>・ 独立行政法人を代表し、その業務を総理</li> </ul>
医療法上の病院管理者	地方公共団体の長が任命する者	病院事業管理者が任命する者	受託事業者が任命する者	民間法人の長が任命する者	法人の長が任命する者
地方公共団体の長、主務大臣等との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置条例で設置及び経営の基本を定め、その他は地方公共団体の長が規則等で制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置条例で設置及び経営の基本を定め、その他は管理者が企業管理規程で制定</li> <li>・ 地方公共団体の長は、地方公営企業に係る予算の調整、議会への議案の提出、過料賦課等の権限を留保</li> <li>・ 地方公共団体の長は、出納取扱金融機関の同意など法定事項に限り関与</li> <li>・ 地方公共団体の長は、地方公営企業の業務と地方公共団体の他の事務との間の調整を図るため必要があるときなどに限り、地方公営企業の業務の執行について必要な指示をすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体が、経営に関して条例その他で定められた事項及び毎年度の予算に従って事業を委託する</li> <li>・ 市は、委託契約に基づいて、受託者に対して必要な指示等を行うことができるほか、民法その他の法令に反しない限りで、双方の協議により必要な措置をとることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡の際の契約に盛り込むことによって、一定の条件を付すことは可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的な管理規定は置かず、主務大臣が関与できる事項を法律で限定列挙</li> <li>・ 業務方法書の認可</li> <li>・ 中期目標の認定</li> <li>・ 中期計画の認可等</li> <li>・ 限度あるいは年度を越える短期借入金、中期計画外の重要財産処分等についての認可など</li> <li>・ 主務大臣は、独立行政法人の長の行為が法令に違反するときなどには、是正を要求することができる</li> <li>・ 必要がある場合に限り、立入検査</li> </ul>
組織	設置条例で設置及びその経営の基本を定め、その他は地方公共団体の長が規則等で決定	設置条例で設置及びその経営の基本を定め、その他は、管理者が企業管理規程で決定	受託事業者が定める	当該民間法人が定める	法令で定める基本的な枠組みの範囲内で、独立行政法人の長が決定
職員の任命 職員の身分	地方公共団体の長が任命 地方公務員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員団体の結成可</li> <li>・ 当局と職員団体との協定締結可（法的拘束力はない）</li> </ul>	管理者が任命 地方公務員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働組合の結成、団結権、団体交渉権が認められるが、争議権は認められない</li> </ul>	受託者が雇用契約を締結 受託者の職員（民間職員） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労使関係は一般民間企業と同じ</li> </ul>	民間法人が雇用契約を締結 民間法人の職員（民間職員） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労使関係は一般民間企業と同じ</li> </ul>	法人の長が任命 国家公務員（特定独立行政法人の場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働組合の結成、団結権、団体交渉権が認められるが、争議権は認められない</li> </ul>
職員の給与	一般行政職員と同じ給料表が適用される（人事委員会勧告の対象） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与は、その職務と責任に相応するものでなければならない</li> <li>・ 給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない</li> <li>・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定める</li> </ul>	一部適用のときの要件に加え、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情等を考慮して、企業独自の給料表を定めることが可能（人事委員会勧告の対象外） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与の種類及び基準は条例で定める</li> <li>・ 給与の額及び支給方法等の詳細は、労働協約、企業管理規程等による</li> </ul>	受託者が、査定、労働協約、就業規則等に基づいて決定する	民間法人が、査定、労働協約、就業規則等に基づいて決定する	給与の支給の基準は、主務大臣に届出、公表しなければならない <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給の基準は、一般職国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定行政法人の業務の実績及び中期計画の人員費の見積その他の事情を考慮して定めなければならない</li> </ul>
一般会計からの繰り入れ	地方公営企業法に基づき、負担金、補助金として繰入可能	地方公営企業法に基づき、負担金、補助金として繰入可能	地方公営企業法に基づき、負担金、補助金として繰入可能（受託者は、委託料の範囲で業務を行う）	事業によっては補助が可能	独立行政法人通則法により、予算の範囲内で、業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部を交付することができる（運営費交付金及び固定的投資経費）

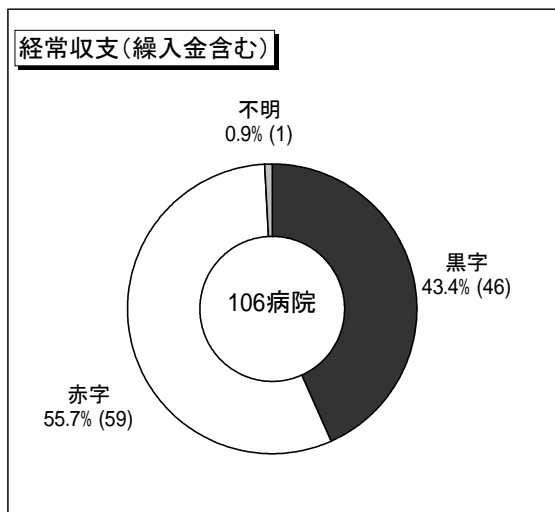
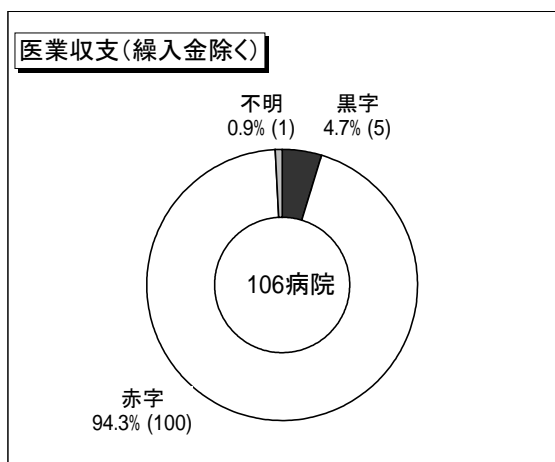
【参考文献】 全国自治体病院協議会雑誌第40巻第9号 「重点協議 地方公営企業法の全部適用」

(図表－9) 地方公営企業法全部適用・一部適用病院の経営状況比較

※平成12年度地方公営企業年鑑より

1 全部適用病院【106病院】

		病院数	割合
医業収支 (繰入金除く)	黒字	5	4.7%
	赤字	100	94.3%
	不明	1	0.9%
経常収支 (繰入金含む)	黒字	46	43.4%
	赤字	59	55.7%
	不明	1	0.9%
計		106	



2 一部適用病院【896病院】

		病院数	割合
医業収支 (繰入金除く)	黒字	96	10.7%
	赤字	789	88.1%
	不明	11	1.2%
経常収支 (繰入金含む)	黒字	444	49.6%
	赤字	441	49.2%
	不明	11	1.2%
計		896	

